

## ■臓器提供意思登録システムにおけるイメージ

### 1 提供意思の入力

【赤丸】 [すべて(心臓、肺、肝臓、腎臓、脳、小腸)]  
[×] は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○を選択した臓器を提供します。  
  
● 心臓    ● 肺   
● 肝臓    ● 脾臓   
● 腎臓    ● 小腸   
● 眼球※  ● その他※   
  
※眼球 その他は、この画面で選択することはできません。  
なお郵送されるカードには印刷はれますので、ご自身で○×を記入してください。

【赤丸】 [すべて(腎臓、膀胱)]  
[×] は、心臓が停止した死後、移植の為に○を選択した臓器を提供します。  
  
● 腎臓    ● 膀胱   
● 眼球※  ● その他※   
  
※眼球 その他は、この画面で選択することはできません。  
なお郵送されるカードには印刷はれますので、ご自身で○×を記入してください。

### 3 親族優先提供の説明

「注意事項を読む」をクリックすると注意事項の画面に進みます

↑

臓器提供の意思登録を表示した方へ

平成22年1月17日より、新たに、臓器提供の意思に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示できることになりました。

親族への優先提供を希望する場合は、注意事項をお読みいただき、同意して下さいでご登録ください。

現在の入力内容で  
注意事項を読む

↑

### 2 個人情報の入力

メールの配信  希望する

今後の普及啓発に役立てるため、この登録サイトをお知りになったきっかけ

登録サイトをお知りになったきっかけ  検索サイト

上記の登録欄に無い場合

戻る 次へ

↑

「次へ」をクリックすると親族優先提供の説明画面に進みます

↓

## 4 注意事項への同意

親族優先を選択する場合の注意事項

### 1. 優先提供の意味

“親族だけにしか提供したたくない”  
といった場合には、親族の方を含め、臓器提供は行われません。

※ 親族への優先提供の意思は、  
臓器提供の意思に併せて表示することとされています。

同意する  
 同意しない

親族優先を選択する場合の注意事項

### 2. 優先提供の対象となる方

- 配偶者 ※注1
- 子ども ※注2
- 父母 ※注2

※注1 婚姻届を出している方に限ります。  
※注2 養子は特別養子縁組に限ります。

同意する  
 同意しない

親族優先を選択する場合の注意事項

### 3. 優先提供が行われない場合もあります

- (社)日本臓器移植ネットワークに移植希望者の登録をしていない場合
- 医学的条件を満たさない場合  
(血液型が合わないなど)  
これらの場合は、(社)日本臓器移植ネットワークに登録されている方に提供されます。

同意する  
 同意しない

同意すると親族優先提供の  
意思登録画面に進みます



登録画面へ

## 【親族優先提供を選択した場合の確認画面】

5 親族優先提供の意思登録

親族優先提供の意思登録を希望し、  
注意事項に同意された方へ

親族への優先提供の意思を  
登録しますか？

登録しない 登録する

ID:T000000000

**親族優先登録済**

親族優先提供に関するすべての注意事項に  
同意し、「登録する」を選択した場合のみ力ードに印字

下記の内容で登録します。よろしければ「送信ボタン」をクリックしてください。  
(Windows Vistaをご利用の方へ)本サイトは、現在Windows Vistaをご利用になられている方の環境では、文字が表示されない場合があります。また、文字表示ができない場合があります。この画面画面で文字が表示されない場合は、入力欄で、島田式の音便を適用するこができます。下記画面上で文字が正しく表示されない場合には、入力欄で、島田式の音便を適用してください。Windows Vistaへの対応準備が整いますまで、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為にて団んだ臓器を捐贈します。

心臓・肺・肝臓・腎臓・膀胱・小腸  
お腹臓・その他・・・臓器の対象ではありません

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為にて団んだ臓器を捐贈します。

腎臓・膀胱  
お腹臓・その他・・・臓器の対象ではありません

\* 私は、親族への優先提供を希望します。

サイトをお知りになつたきっかけ リースレット「伝わるこころ つながる命」

3. 私は、臓器を捐贈しません。

戻る 送信

[注] (注)日本臓器移植ネットワーク Japan Organ Transplant Network

### 5 親族優先提供の意思登録

親族優先提供の意思登録を希望し、  
注意事項に同意された方へ

親族への優先提供の意思を  
登録しますか？

登録しない 登録する

ID:T000000000

**親族優先登録済**

私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為にて団んだ臓器を捐贈します。(×をつけた臓器は提供しません)

① 心臓・肺・肝臓・腎臓・膀胱・小腸・眼球・その他( )  
私は、心臓が停止した死後、移植の為にて団んだ臓器を捐贈します。(×をつけた臓器は提供しません)

② 腎臓・膀胱・眼球・その他( )  
私は、臓器を捐贈しません。

3. 署名 年月日： 年 月 日  
本人署名(自筆)：  
家族署名(自筆)：

## ■本登録を済ませた方の場合

### 【“閲覧・変更・削除”をクリックした場合の画面】

□ 1.私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○を選択した臓器を提供します。  
(×を選択した臓器は提供しません。)

□ すべて(心臓、肺、肝臓、腎臓、小腸)を提供します。

● 心臓   ● 肺   ● 腎臓   ● 小腸   ● 眼球※   ● その他※

※眼球、その他は、この画面で選択することはできません。  
なが郵送されるカードには印刷されますので、ご自身で○×を記入してください。

□ 2.私は、心臓が停止した死後、移植の為に○を選択した臓器を提供します。  
(×を選択した臓器は提供しません。)

□ すべて(腎臓、脾臓)を提供します。

● 脾臓   ● 肾臓   ● その他※

※眼球、その他は、この画面で選択することはできません。  
なが郵送されるカードには印刷されますので、ご自身で○×を記入してください。

□ 3.私は、臓器を提供しません。  
● 脾臓、その他は全く

※私は、親族への優先提供を希望します。



個人情報入力欄

今後の普及啓発に役立てるため、この登録サイトがあなたがどうぞ教えてください。

登録サイトをお知りになったきっかけ

検索サイト

上記の選択肢に無い場合

戻る

次へ

### 【“親族優先提供の意思の追加”的方法】

- \* 変更画面で、1もししくは2または、1および2を選択した方が、  
親族への優先提供の意思を追加登録できる
- \* 親族への優先提供に関する項目をチェックすると解説ページへ

### 臓器提供の意思登録を表示した方へ

平成22年1月17日より、新たに、臓器提供の意思に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示できることになりました。

親族への優先提供を希望する場合は、注意事項をお読みいただき、同意したうえでご登録ください。

現在の入力内容で  
意思登録をする

注意事項を読む